

生活衛生関係営業振興指針（理容業、美容業及びクリーニング業）の改正について

振興指針について

- 本指針は、生活衛生関係営業の振興を計画的に推進して、公衆衛生の向上及び増進を図り、あわせて利用者又は消費者の利益の増進に資することを目的に策定されている。概ね5年に一度、改正を行っている。
- 本指針は、「生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律」第56条の2に基づき、厚生労働大臣が定める。その際、営業者、消費者及び学識有識者からなる厚生科学審議会生活衛生適正化分科会における意見を聴取する。
- 現在、生活衛生関係16業種（※）の指針が策定されている。（飲食業については、一般飲食業、中華料理業、料理業、社交業、喫茶店営業で1つの指針）

*16業種：理容業、美容業、クリーニング業、すし商、めん類、旅館業、浴場業、興行場営業、食肉販売業、食鳥肉販売、氷雪販売業、一般飲食業、中華料理業、料理業、社交業、喫茶店営業

振興指針の見直しの方針

- 他業種の改正時に反映されている内容について、理容業、美容業及びクリーニング業の指針に反映させる。
 - 昨年3月に改訂された「飲食業」等の指針において、「第五 営業の振興に際し配慮すべき事項」にSDGsに関する記載を追加しており、今回改正の3業種の指針にも追加 など
- 理容業、美容業及びクリーニング業の3業種の指針のいずれかに記載がある事項について、他の指針にも同様に盛り込む。
 - 「理容業」の記載にならい、「クリーニング業」の指針において「第四 クリーニング業の振興の目標を達成するために必要な事項」に「消費者のニーズやライフスタイルの変化等に対応した店づくり」の項目を新たに追加 など
- 現在の新たなトピックスについて、理容業、美容業及びクリーニング業の各指針に反映させる。
 - 旅館業法等改正法により事業譲渡に係る手続が整備されること（令和5年12月施行）
 - 令和3年に「障害者差別解消法」が改正され、事業者による障害のある人への合理的配慮の提供が義務化すること（令和6年4月施行）
 - 新型コロナウイルス感染症について、感染症法上の位置づけが昨年5月8日に5類感染症に移行したことによる、感染症対策の記載の変更
 - 物価高騰による営業者への影響や対応等について追加 など

振興指針の構成

第一 ○○業を取り巻く現状

第二 前期の振興計画の実施状況

表 振興計画の実施状況についての各組合による自己評価

第三 ○○業の振興の目標に関する事項

一 営業者の直面する課題と地域社会から期待される役割

二 今後5年間における営業の振興の目標

1 衛生問題への対応

2 経営方針の決定と消費者・地域社会への貢献

(1) 消費者ニーズの把握と創意工夫による経営展開

(2) 高齢者、障害者及び子育て世帯等への配慮

(3) 省エネルギーへの対応

(4) 訪日・在留外国人への配慮

(5) 受動喫煙防止対策への対応

3 税制及び融資の支援措置

三 関係機関に期待される役割

1 組合及び連合会に期待される役割

2 都道府県等、都道府県指導センター及び日本公庫に期待される役割

3 国及び公益財団法人全国生活衛生営業指導センターに期待される役割

第四 ○○業の振興の目標を達成するために必要な事項

一 営業者の取組

1 衛生水準の向上に関する事項

(1) 日常の衛生管理に関する事項

(2) 衛生面における施設及び設備の改善に関する事項

2 経営課題への対処に関する事項

(1) 経営方針の明確化及び独自性の発揮に関する事項

(2) サービスの見直し及び向上に関する事項

(3) 店舗及び設備の改善並びに業務改善等に関する事項

(4) 情報通信技術を利用した新規顧客の獲得及び顧客の確保に関する事項

(5) 表示の適正化と苦情の適切な処理に関する事項

(6) 人材育成及び自己啓発の推進に関する事項

二 営業者に対する支援に関する事項

1 組合及び連合会による営業者の支援

(1) 衛生に関する知識及び意識の向上に関する事項

(2) サービス、店舗及び設備の改善並びに業務の効率化に関する事項

(3) 消費者利益の増進に関する事項

(4) 経営マネジメントの合理化及び効率化に関する事項

(5) 経営課題に即した相談支援に関する事項

(6) 営業者及び従業員の技能の向上に関する事項

(7) 事業の共同化及び協業化に関する事項

(8) 取引関係の改善に関する事項

(9) 従業員の福利の充実に関する事項

(10) 事業の承継及び後継者育成支援に関する事項

2 行政施策及び政策金融による営業者の支援及び消費者の信頼の向上

(1) 都道府県指導センター

(2) 全国指導センター

(3) 国及び都道府県等

(4) 日本公庫

第五 営業の振興に際し配慮すべき事項

一 少子高齢化社会等への対応

二 環境の保全及び省エネルギーの強化、リサイクル対策の推進

三 地域との共生（地域コミュニティの再生及び強化（商店街の活性化））

四 禁煙等に関する対策

五 災害への対応と節電行動の徹底

六 最低賃金の引上げを踏まえた対応（生産性向上を除く）

七 働き方・休み方改革に向けた対応

1 営業者に期待される役割

2 組合及び連合会に期待される役割

3 国及び都道府県等（必要に応じて記載）

4 日本公庫に期待される役割

※赤枠が振興計画に盛り込む事項

第4 1回生活衛生適正化分科会（令和5年11月13日）の議論を踏まえた修正案について

前回の議論

令和5年11月13日に開催した第4 1回生活衛生適正化分科会において、以下の内容について議論いただいた。

- (1) 資料2（理容業）、資料4（美容業）、資料6（クリーニング業）の振興指針素案について検討
- (2) 業界から現状報告をいただき、振興指針に反映する必要がある内容の検討
- (3) 現在の新たなトピックスとして、生活衛生関係営業者の課題、今後積極的に進めていくべき取組等で振興指針に反映する必要がある内容の検討

これらの内容について、以下の通り指針改正案の検討が必要。

振興指針改正案の修正案

※赤字下線部分は今回の修正案

- (2) 各業界からの現状報告を踏まえた内容の反映
 - 石油が原料となる製品等を多く使用しており、物価高騰の影響が顕著であること（クリーニング）
 - 個人や家族経営の零細事業者が多く、経営基盤の脆弱さに加え、高齢化、これに伴う後継者問題等を抱えていること（理容、美容）
- (3) 現在の新たなトピックスとして、生活衛生関係営業者の課題、今後積極的に進めていくべき取組等で振興指針に反映する必要がある内容の検討
 - 障害者差別解消法に関する記載の具体化（理容、美容、クリーニング）
 - デジタル化の推進（理容、美容、クリーニング）
 - プラスチックの削減（クリーニング）

(修正案)

- ・ クリーニング業は、ボイラー、原油から生成される洗剤、ドライクリーニングの溶液、ハンガー、衣服カバー等、特に石油が原料となる製品や、ドライ機、プレス機等の機器を動かすための電気を多く使用しており、物価高騰の影響が顕著である。【クリーニング振興指針案 P9】
- ・ 【理容所】【美容所】の多くは個人や家族経営の零細事業者であり、経営基盤の脆弱さや、営業者の高齢化、これに伴う後継者問題等の課題を抱えている。【理容振興指針案 P8、美容振興指針案 P8】
- ・ 民間事業者は、環境の整備として全ての消費者が店舗を円滑に利用できるよう、ソフト、ハード両面におけるバリアフリー化及びユニバーサルデザイン化に一層努めるとともに、障害者の個別の状況に応じて合理的配慮の提供を行う必要がある。【理容振興指針案 P8、P12、美容振興指針案 P8、P12、クリーニング振興指針案 P9、P13】
- ・ …今後デジタル化が推進され、事業の効率化・高付加価値化が進むよう、高齢の営業者にも配慮したICTの活用に係るサポート等、必要な支援に努めることが期待される。【理容振興指針案 P25、美容振興指針案 P25、クリーニング振興指針案 P26】
- ・ さらに、令和4年4月にはプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号。以下「プラスチック資源循環法」という。）が施行され、洗濯業の事業者は、特定プラスチック使用製品として指定された衣類用ハンガー、衣類用カバーの排出抑制が求められている。【クリーニング振興指針案 P8、P31】